

## 「六実っ子安全安心見守り隊」実施要領

### 1 目的

児童生徒の登下校時等の安全を守り、事件事故を未然に防止する見守り活動を「六実っ子安全安心見守り隊」として行い、より地域のみなさまの連携と相互の理解を深めて、安全で安心な街づくりをめざしていくことを目的とします。

### 2 内容

見守り活動を行っていただく際に「六実っ子安全安心見守り隊」の名札を着用していただきます。参加登録をして活動していることを明示することで、子どもたちや地域のみなさまとの理解を深めていただくとともに、通勤時や帰宅時、お買い物などのわずかな時間でも着用していただき、地域全体の防犯意識の高さをアピールし、犯罪を起こそうとする者への牽制を図り、犯罪防止につなげていきます。

### 3 登録

町会・自治会、防犯協会、学校職員、PTA、保護者会、地域で活動している団体等から、活動に参加していただける方の名簿（住所・氏名）を提出していただきます。（様式第1号）登録後変更がある場合には随時提出をお願いします。

### 4 活動範囲

六実・六高台地区を活動範囲といたします。

### 5 貸与物品

- ・「六実っ子安全安心見守り隊」表示カード
- ・カードケース

### 6 貸与品の交換及び返却

損耗及び欠損などにより、貸与物品の交換が必要な場合は、貸与されていた物品を返却のうえ、新たに物品の貸与を受けることができます。なお、紛失の場合は「六実っ子安全安心見守り隊 紛失届」（様式第2号）を所属団体を通じて提出すること。

## 7 登録の更新及び取り消し

一度の登録により、その後の更新は特に行わないが、所属団体への脱会や転出等により地域での活動ができない場合や、見守り活動として適当でない行為があった場合は、貸与品を返却し登録を取り消します。また、この活動を取りやめる場合は、「六実っ子安全安心見守り隊 退任届」(様式第3号) 所属団体を通じて報告してください。

## 8 留意事項

- (1) 見守り活動時においては、交通ルール等を順守し、交通マナーの向上に努めること。
- (2) 犯罪などを目撃した時は、まず身の安全を確保し、警察に通報すること。
- (3) 他人の人権、財産及びプライバシーを侵害するような行為をしないこと

## 9 事務局

事務局は市民部市民安全課に置く。ただし、登録・変更、貸与の授受などについては、六実支所を窓口とする。

### 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

### 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。





様式第2号

「六実っ子安全安心見守り隊」紛失届

(団体名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

下記の登録者への貸与物品について、下記のとおり紛失したので届け出ます。

平成 年 月 日

1 登録者名 \_\_\_\_\_

2 紛失物品 表示カード No. \_\_\_\_\_

※貸与されたカードのNo.を記載してください。

3 登録処理 ( ) 退任

( ) 再登録とし、新たに表示カード No. \_\_\_\_\_ を交付

( ) カードケースを交付

※該当する処理の ( ) に○を記載してください。

様式第3号

「六実っ子安全安心見守り隊」退任届

(団体名) \_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

下記の者につきましては、「六実っ子安全安心見守り隊」の活動を取りやめることから、隊員登録を取り消すことといたします。

退任者 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

住 所	氏 名	カードNO	返却物品
			( )表示カード ( )カードケース

※返却する物品の( )に○を記載してください。

物品を紛失した場合は、「紛失届」を提出してください。